平成２９年度司法書士試験受験案内

本年度司法書士筆記試験は，**７月２日（日）**に実施します。
受験申請手続及び受付期間等については下記のとおりです。

記

１　受験案内書及び申請書交付期間　　**４月３日（月）から５月１９日（金）**まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

２　受験申請受付期間　　**５月８日（月）から５月１９日（金）**までの午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

３　受付及び交付場所　　〒５１４－８５０３
津市丸之内２６－８
津地方法務局総務課庶務係（２階）
電話番号（０５９）２２８－４１０９

４　郵送による請求及び申請について　　受験案内書及び申請書を郵送で請求する場合には，封筒の表に「司法書士請求」と朱書きした上，返送用として郵便番号，住所及び氏名を記載し，郵便切手(１２０円)を貼った角形２号（Ａ４判）の郵便封筒を同封してください。

受験申請書を郵送で提出する場合には，封筒の表に「司法書士受験」と朱書きした上，必ず書留郵便で送付してください。

なお，５月１９日（金）までの消印のあるものに限り，受け付けます。

５　その他　　詳細は，受験案内書を参照してください。

なお，問い合わせは，津地方法務局総務課庶務係(電話番号上記)へお願いします。

津地方法務局

平成29年度司法書士試験受験案内書

法　務　省

この試験は，司法書士法第６条の規定に基づいて行われるものです。詳細は，司法書士法，同法施行令及び同法施行規則を参照してください。

なお，この案内書の記載内容について不明な点がありましたら，§８の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課にお問い合わせください。

§1　受　験　資　格

この試験は，年令，性別，学歴等に関係なく，誰でも受験することができます。

§2　受験申請手続及び受付期間等

１．受験申請書等用紙の請求先

(1)　§８の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。

(2)　郵送により請求する場合には、封筒の表に「司法書士請求」と朱書きした上，返送用として郵便番号，住所及び氏名を記載し，郵便切手（120円）を貼った角形２号（Ａ４判）の郵便封筒を同封してください。

２．提出書類等

(1)　司法書士試験受験申請書（1），同（2），写真票及び筆記試験受験票

（注）１．氏名及び生年月日は，戸籍に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書（2）裏面の「記入に当たっての注意事項」参照）。

２．下の（4）の書面等を提出する場合は，筆記試験受験票（はがき）に郵便切手を貼る必要はありません。

３．平成28年度の司法書士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者（以下「筆記試験免除申請者」といいます。）は，筆記試験受験票への記入は不要です。

(2)　受験手数料8,000円（収入印紙で納付）

（注）１．収入印紙は，受験申請書（2）の所定の欄に貼り付けてください。

２．受験手数料は，受験しなかった場合でも返還しません。

(3)　写　　真

脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真（申請前３か月以内に撮影したもの。大きさ縦５cm，横５cm）を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

なお，受験時に眼鏡を使用する受験者は，必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。

(4)　筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等

筆記試験免除申請者は，平成28年度の筆記試験合格通知書原本とその写し１通を受験申請書に添付してください。なお，郵送により提出する場合は，郵便番号，住所及び氏名を記載し，郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

３．受験申請受付期間

平成29年５月８日（月曜日）から５月19日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

なお，郵送による申請は，５月19日までの消印のあるものに限り，受け付けます。

（注）筆記試験免除申請者も，同期間内に申請してください。

４．受験申請書類の提出先等

(1)　筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は地方法務局の総務課（§８の表参照）に提出してください。申請に当たっては，申請者に都合の良い受験地を選んでください。

(2)　筆記試験免除申請者は，口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する管区法務局（§８の表中，○印の付された法務局）の総務課に提出してください。申請に当たっては，申請者に都合の良い受験地を選んでください。

(3)　郵送により申請する場合には，封筒の表に「司法書士受験」と朱書きした上，筆記試験受験票（はがき）に郵便番号，住所及び氏名を記載して，郵便切手（52円）を貼り，必ず書留郵便で送付してください。

５．提出に当たっての注意事項

(1)　受験申請書の受付後は，受験地の変更は認めません。

(2)　受け付けた受験申請書は，返還しません。

(3)　筆記試験受験票が到着しない場合には，念のため受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。

(4)　受験申請書の受付後に住所等に変更があった場合には，直ちに受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。

(5)　身体の機能に著しい障害のある方については，障害の状況により必要な範囲で措置を講ずることがありますので，受験の申請に先立ち，筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は地方法務局の総務課まで御相談ください。

§3　筆記試験の期日及び時間割等

1．期　　日　平成29年7月2日（日曜日）

2．試 験 の 内 容

(1) 憲法，民法，商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
(2) 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
(3) 供託並びに民事訴訟，民事執行及び民事保全に関する知識
(4) その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3．試験の時間割等

	時　　間	試 験 の 内 容
試験場集合時刻	午前９時（注）	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分まで	上記2.(1)
午後の部	午後１時から午後４時まで	上記2.(2)から(4)まで

（注）試験当日は，試験場において，試験に関する種々の注意，指示等がありますので，**必ず，試験開始時刻の30分前までに，試験場の所定の席に着席してください。**
試験開始時刻に遅れた場合には，遅刻時間の長短及び理由のいかんにかかわらず，受験することができません。
公共交通機関においては，運休区間や，臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し，試験当日は，十分に時間に余裕をもって試験会場に到着してください。

4．試験の方法，配点及び合格判定の方法

(1) 午前の部の試験（上記２.(1)）及び午後の部の試験のうち上記２.(3) 及び (4) については多肢択一式により，午後の部の試験のうち上記２.(2) については多肢択一式及び記述式により，それぞれ実施します。
(2) 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は，それぞれ35問で105点満点，午後の部の試験の記述式問題は，２問で70点満点です。
(3) 午前の部の試験の多肢択一式問題，午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には，それだけで不合格とします。
（注）答案用紙に受験地，受験番号及び氏名を記載しなかった場合は，採点されません（試験時間終了後，これらを記載することは，認められません。）。

5．試　　験　　場

法務局又は地方法務局（§８の表参照）ごとに，それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

6．携　　行　　品

(1) 筆記試験受験票
(2) 筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものは不可。），鉛筆（ＨＢ），プラスチック消しゴム）
（注）１．筆記具以外の器具，六法全書その他の図書の使用は認めません。
ただし，問題検討のため，問題用紙に限りラインマーカー又は色鉛筆の使用を認めます。
２．多肢択一式用答案用紙への記載は，鉛筆（ＨＢ）に限ります。それ以外の筆記具を使用した場合又は解答の記載に不備があった場合には，採点されません。
３．記述式用答案用紙への記載は，万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし，インクが消せるものは不可。）に限ります。それ以外の筆記具を使用した場合には，採点されません。
４．試験場内では，携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
試験中に携帯電話等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には，その者の答案は無効なものとして扱われます。
試験場内に入室の際は，あらかじめ携帯電話等の通信機器の電源を切り，必ずかばん等にしまってください（衣服等のポケットには絶対に入れないでください。）。
なお，電源が切れていてもアラーム等が作動する場合がありますので，アラーム等の設定をしている場合には，必ず解除してから電源を切ってください。
試験開始前に携帯電話等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので，円滑な作業の実施に御協力をお願いします。
５．試験場内では，耳栓を使用することはできません。
６．試験時間中の飲料の持込みについては，キャップ付きのペットボトル飲料（カバーは禁止）に限って認められ（机上に置けるものは，１本のみ），その他のアルミ缶等は認められません。
なお，水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても，交換には応じられませんので，十分御注意ください。

7．筆記試験の結果発表等

(1) 法務局又は地方法務局での掲示
平成29年９月27日（水曜日）の午後４時に，受験地を管轄する法務局又は地方法務局において，その受験地で受験して合格した者の受験番号を掲示します。
(2) 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）への掲載
平成29年８月７日（月曜日）の午後４時に，試験問題，多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載します。
平成29年９月27日（水曜日）の午後４時に，合格者の受験番号を掲載します。

(3) 受験者への通知
管区法務局（§８の表中，○印の付された法務局）から，直接，本人に対し筆記試験合格通知書を発送して行います。この合格通知書は，口述試験受験票となります。
なお，(1) 又は (2) により筆記試験の合格を確認したにもかかわらず，合格通知書が10月４日（水曜日）までに到着しない場合には，管区法務局の総務課まで問い合わせてください。
(4) 筆記試験合格者については，更に口述試験を実施し，合否を決定します。口述試験の日程等については，§４を参照してください。

８．お知らせ
(1) 試験問題は，試験時間終了後，持ち帰ることができます。
なお，試験問題の内容についての照会には，一切応じません。
(2) 筆記試験について，記述式問題の出題の趣旨を後日公表します。
なお，公表した内容についての照会には，一切応じません。
(3) 筆記試験について，希望者に対して成績通知を実施します。
なお，成績通知の再実施及び希望の有無の変更には，一切応じません。
おって，試験の採点結果に関する照会には，一切応じません。

§4 口述試験の日程等

１．日　　時
平成29年10月11日（水曜日）（なお，時間は，口述試験受験票に記載されます。）

２．試 験 範 囲
§３，２.(２) 及び（４）に掲げる事項について行います。

３．試　験　場
管区法務局（§８の表中，○印の付された法務局）ごとに，それぞれの局が指定した場所（口述試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

４．携　行　品
口述試験受験票及び筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン）
なお，筆記試験免除申請者の口述試験受験票は，筆記試験の結果発表後，受験申請書を提出した法務局から本人に対して発送しますが，口述試験受験票が10月４日（水曜日）までに到着しない場合には，当該法務局の総務課まで問い合わせてください。

§5 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は，平成29年４月１日（土曜日）現在において施行されているものとします。

§6 最終合格者の発表

１．法務局又は地方法務局での掲示
平成29年11月１日（水曜日）の午後４時に，受験地を管轄する法務局又は地方法務局において，その受験地で受験して最終合格した者の受験番号及び氏名を掲示します。
なお，筆記試験免除申請者の最終合格者の発表は，口述試験の受験地を管轄する法務局になります。
２．法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）への掲載
平成29年11月１日（水曜日）の午後４時に，合格者の受験番号を掲載します。
３．官報への公告
平成29年11月17日（金曜日）に，最終合格者の受験番号及び氏名を掲載します。
４．合格証書の交付
司法書士試験合格証書を交付します。
５．今回の筆記試験に合格した者は，その申請によって次回（平成30年度）の司法書士試験の筆記試験が免除されます。
６．試験の採点結果に関する照会には，一切応じません。

§7 そ　の　他

１．試験会場によっては，節電対策として，冷房の使用が制限される，照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。
２．受験者が試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了すること（途中退席）は，認められません。
３．試験場における注意事項を厳守し，その他の事項については，係官の指示に従ってください。
４．受験申請及び試験により取得した個人情報は，司法書士試験業務及び統計目的以外に利用することは，ありません。

§8　法務局及び地方法務局の所在地等

	局　名	管轄区域	所　在　地	郵便番号	電話番号
東京管内	○東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南１－１－15 九段第２合同庁舎	102－8225	(03)5213－1323
	横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通５－57 横浜第２合同庁舎	231－8411	(045)641－7461
	さいたま〃	埼玉県	さいたま市中央区下落合５－12－１ さいたま第２法務総合庁舎	338－8513	(048)851－1000
	千葉〃	千葉県	千葉市中央区中央港１－11－３千葉地方合同庁舎	260－8518	(043)302－1311
	水戸〃	茨城県	水戸市三の丸１－１－42（駿優教育会館）	310－0011	(029)227－9911
	宇都宮〃	栃木県	宇都宮市小幡２－１－11	320－8515	(028)623－0911
	前橋〃	群馬県	前橋市大手町２－３－１前橋地方合同庁舎	371－8535	(027)221－4466
	静岡〃	静岡県	静岡市葵区追手町９－50 静岡地方合同庁舎	420－8650	(054)254－3555
	甲府〃	山梨県	甲府市丸の内１－１－18 甲府合同庁舎	400－8520	(055)252－7151
	長野〃	長野県	長野市大字長野旭町1108	380－0846	(026)235－6611
	新潟〃	新潟県	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	951－8504	(025)222－1561
大阪管内	○大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町２－１－17 大阪第２法務合同庁舎	540－8544	(06)6942－1486
	京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602－8577	(075)231－0131
	神戸〃	兵庫県	神戸市中央区波止場町１－１ 神戸第２地方合同庁舎	650－0042	(078)392－0461
	奈良〃	奈良県	奈良市高畑町552	630－8301	(0742)23－5534
	大津〃	滋賀県	大津市京町３－１－１ 大津びわ湖合同庁舎	520－8516	(077)522－4671
	和歌山〃	和歌山県	和歌山市二番丁２ 和歌山地方合同庁舎	640－8552	(073)422－5131
名古屋管内	○名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸２－２－１ 名古屋合同庁舎第１号館	460－8513	(052)952－8175
	津地方法務局	三重県	津市丸之内26－８ 津合同庁舎	514－8503	(059)228－4191
	岐阜〃	岐阜県	岐阜市金竜町５－13	500－8729	(058)245－3182
	福井〃	福井県	福井市春山１－１－54 福井春山合同庁舎	910－8504	(0776)22－5174
	金沢〃	石川県	金沢市新神田４－３－10 金沢新神田合同庁舎	921－8505	(076)292－7813
	富山〃	富山県	富山市牛島新町11－７ 富山合同庁舎	930－0856	(076)441－0550
広島管内	○広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀６－30	730－8536	(082)228－5697
	山口地方法務局	山口県	山口市中河原町６－16 山口地方合同庁舎２号館	753－8577	(083)922－2295
	岡山〃	岡山県	岡山市北区南方１－３－58	700－8616	(086)224－5656
	鳥取〃	鳥取県	鳥取市東町２－302 鳥取第２地方合同庁舎	680－0011	(0857)22－2191
	松江〃	島根県	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	690－0886	(0852)32－4200
福岡管内	○福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴３－５－25	810－8513	(092)721－9398
	佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内２－10－20 佐賀合同庁舎	840－0041	(0952)26－2149
	長崎〃	長崎県	長崎市万才町８－16	850－8507	(095)826－8127
	大分〃	大分県	大分市荷揚町７－５ 大分法務総合庁舎	870－8513	(097)532－3161
	熊本〃	熊本県	熊本市中央区大江３－１－53 熊本第２合同庁舎	862－0971	(096)364－2146
	鹿児島〃	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町１－２	890－8518	(099)259－0667
	宮崎〃	宮崎県	宮崎市別府町１－１宮崎法務総合庁舎	880－8513	(0985)22－5124
	那覇〃	沖縄県	那覇市樋川１－15－15 那覇第１地方合同庁舎	900－8544	(098)854－7951
仙台管内	○仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町７－25 仙台第３法務総合庁舎	980－8601	(022)225－5718
	福島地方法務局	福島県	福島市霞町１－46 福島合同庁舎	960－8021	(024)534－1941
	山形〃	山形県	山形市緑町１－５－48 山形地方合同庁舎	990－0041	(023)625－1343
	盛岡〃	岩手県	盛岡市盛岡駅西通１－９－15 盛岡第２合同庁舎	020－0045	(019)624－1141
	秋田〃	秋田県	秋田市山王７－１－３ 秋田合同庁舎	010－0951	(018)862－6531
	青森〃	青森県	青森市長島１－３－５ 青森第２合同庁舎	030－8511	(017)776－6231
札幌管内	○札幌法務局	最寄りの法務局等におたずねください。	札幌市北区北８条西２－１－１ 札幌第１合同庁舎	060－0808	(011)709－2311
	函館地方法務局		函館市新川町25－18 函館地方合同庁舎	040－8533	(0138)23－9516
	旭川〃		旭川市宮前１条３－３－15 旭川合同庁舎	078－8502	(0166)38－1144
	釧路〃		釧路市幸町10－３	085－8522	(0154)31－5010
高松管内	○高松法務局	香川県	高松市丸の内１－１ 高松法務合同庁舎	760－8508	(087)821－6191
	徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内６－６ 徳島地方合同庁舎	770－8512	(088)622－4171
	高知〃	高知県	高知市栄田町２－２－10 高知よさこい咲都合同庁舎	780－8509	(088)822－3331
	松山〃	愛媛県	松山市宮田町188－６ 松山地方合同庁舎	790－8505	(089)932－0888